



# 5 各種資料

## 資料 1 労働者抽出率一覧表

常用労働者の抽出率 (臨時労働者の抽出率は 21 ページ参照)

常用労働者計 499 人以下

産業分類	常用労働者計	100~ 499人	30~ 99人	10~ 29人	5~ 9人
全産業 (C 鉱業、採石業、砂利採取業を除く)		1/5	1/2	1/1 (全数)	1/1 (全数)
C 鉱業、採石業、砂利採取業		1/4	1/2	1/1 (全数)	1/1 (全数)

常用労働者計 500 人以上

産業分類	常用労働者計	15,000人 以上	5,000~ 14,999人	1,000~ 4,999人	500~ 999人
C 05 鉱業、採石業、砂利採取業			1/20	1/10	1/8
D 06~08 建設業			1/60	1/30	1/25
E 09 食料品製造業			1/40	1/20	1/20
E 10 飲料・たばこ・飼料製造業			1/40	1/20	1/20
E 11 繊維工業			1/60	1/15	1/15
E 12 木材・木製品製造業 (家具を除く)			1/20	1/20	1/15
E 13 家具・装飾品製造業			1/20	1/20	1/15
E 14 パルプ・紙・紙加工品製造業			1/30	1/25	1/10
E 15 印刷・同関連業			1/30	1/15	1/10
E 16,17 化学工業、石油製品・石炭製品製造業			1/40	1/30	1/20
E 18 プラスチック製品製造業 (別掲を除く)			1/30	1/15	1/15
E 19 ゴム製品製造業		1/90	1/30	1/20	1/15
E 20 なめし革・同製品・毛皮製造業			1/20	1/20	1/15
E 21 窯業・土石製品製造業			1/40	1/20	1/15
E 22 鉄鋼業			1/60	1/35	1/20
E 23 非鉄金属製造業			1/30	1/20	1/15
E 24 金属製品製造業			1/40	1/20	1/20
E 25 はん用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 26 生産用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 27 業務用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業			1/60	1/35	1/25
E 29 電気機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 30 情報通信機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 31 輸送用機械器具製造業			1/60	1/35	1/25
E 32 その他の製造業			1/30	1/15	1/15

産業分類	常用労働者計	15,000人 以上	5,000~ 14,999人	1,000~ 4,999人	500~ 999人
F 33 電気業			1/80	1/40	1/15
F 34,35 ガス業、熱供給業			1/30	1/15	1/10
F 36 水道業			1/35	1/35	1/15
G 37,38 通信業、放送業			1/70	1/40	1/15
G 39,40 情報サービス業、 インターネット附随サービス業			1/80	1/40	1/15
G 41 映像・音声・文字情報制作業			1/40	1/15	1/15
H 42 鉄道業			1/40	1/35	1/15
H 43 道路旅客運送業			1/40	1/40	1/20
H 44 道路貨物運送業			1/60	1/40	1/20
H 45,46 水運業、航空運輸業			1/30	1/15	1/15
H 47 倉庫業			1/40	1/20	1/15
H 48 運輸に附帯するサービス業			1/40	1/20	1/20
H 49 郵便業 (信書便事業を含む)			1/70	1/40	1/15
I 50 各種商品卸売業		1/90	1/40	1/20	1/15
I 51 繊維・衣服等卸売業			1/40	1/15	1/15
I 52 飲食料品卸売業			1/40	1/25	1/15
I 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業			1/40	1/20	1/15
I 54 機械器具卸売業			1/40	1/25	1/15
I 55 その他の卸売業			1/40	1/25	1/15
I 56 各種商品小売業			1/60	1/35	1/10
I 57 織物・衣服・身の回り品小売業			1/80	1/40	1/20
I 58 飲食料品小売業			1/80	1/30	1/20
I 59 機械器具小売業			1/80	1/40	1/20
I 60,61 その他の小売業、無店舗小売業			1/80	1/40	1/20
J 62 銀行業			1/80	1/40	1/20
J 63 協同組織金融業			1/30	1/25	1/15
J 64 貸金業、 クレジットカード業等非預金信用機関			1/80	1/20	1/15
J 65 金融商品取引業、商品先物取引業			1/20	1/15	1/10
J 66 補助的金融業等			1/80	1/20	1/15
J 67 保険業 (保険媒介代理業、保険サービス業を含む)			1/80	1/35	1/20
K 68 不動産取引業			1/30	1/30	1/10
K 69 不動産賃貸業・管理業			1/30	1/30	1/10
K 70 物品賃貸業			1/30	1/30	1/10

### 5

各種資料  
労働者抽出率一覧表

産業分類	常用労働者計	抽出率			
		15,000人以上	5,000~14,999人	1,000~4,999人	500~999人
L 71	学術・開発研究機関	1/90	1/70	1/40	1/20
L 72,74	専門サービス業（他に分類されないもの）、 技術サービス業（他に分類されないもの）		1/40	1/30	1/25
L 73	広告業		1/20	1/20	1/15
M 75	宿泊業		1/20	1/20	1/10
M 76	飲食店		1/30	1/30	1/15
M 77	持ち帰り・配達飲食サービス業		1/80	1/30	1/20
N 78	洗濯・理容・美容・浴場業		1/40	1/40	1/10
N 79	その他の生活関連サービス業		1/80	1/40	1/15
N 80	娯楽業		1/40	1/15	1/15
O 81	学校教育		1/60	1/15	1/15
O 82	その他の教育、学習支援業		1/60	1/30	1/25
P 83	医療業		1/60	1/25	1/15
P 84,85	保健衛生、社会保険・社会福祉・介護事業		1/40	1/20	1/10
Q 86	郵便局		1/80	1/40	1/25
Q 87	協同組合（他に分類されないもの）		1/80	1/15	1/15
R 88	廃棄物処理業		1/80	1/40	1/25
R 89	自動車整備業		1/30	1/30	1/10
R 90	機械等修理業（別掲を除く）		1/30	1/30	1/25
R 91,92	職業紹介・労働者派遣業、 その他の事業サービス業		1/60	1/25	1/25
R 93~95	政治・経済・文化団体、宗教、 その他のサービス業		1/70	1/40	1/20

#### 臨時労働者の抽出率

産業分類	常用労働者計	
	10人以上	5~9人
全産業	1/2	1/1 (全数)

# 賃金構造基本統計調査の職種区分

参考資料3

A	管理的職業従事者 B 研究者 電気・電子・電気通信技術者(通信ネットワーク技術者を除く) 機械技術者 輸送用機器技術者 金属技術者 化学技術者 建築技術者 土木技術者 測量技術者 システムコンサルタント・設計者 ソフトウェア作成者 その他の情報処理・通信技術者 他に分類されない技術者 医師 歯科医師 獣医師 薬剤師 保健師 助産師 看護師 准看護師 診療放射線技師 臨床検査技師 理学療法士,作業療法士,言語聴覚士,視能訓練士 歯科衛生士 歯科技工士 栄養士 その他の保健医療従事者 保育士 介護支援専門員(ケアマネージャー) その他の社会福祉専門職業従事者 法務従事者 公認会計士,税理士 その他の経営・金融・保険専門職業従事者 幼稚園教員,保育教諭 小・中学校教員 高等学校教員 大学教授(高専含む) 大学准教授(高専含む) 大学講師,助教(高専含む) その他の教員 宗教家 著述家,記者,編集者 美術家,写真家,映像撮影者 デザイナー 音楽家,舞台芸術家 個人教師 他に分類されない専門的職業従事者	C	庶務・人事事務員 企画事務員 受付・案内事務員 秘書 電話応接事務員 総合事務員 その他の一般事務従事者 会計事務従事者 生産関連事務従事者 営業・販売事務従事者 外勤事務従事者 運輸・郵便事務従事者 事務用機器操作員	化学製品製造従事者 窯業・土石製品製造従事者 食料品・飲料・たばこ製造従事者 紡織・衣服・繊維製品製造従事者 木・紙製品製造従事者 印刷・製本従事者 ゴム・プラスチック製品製造従事者 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く) はん用・生産用・業務用機械器具組立従事者 電気機械器具組立従事者 自動車組立従事者 その他の機械組立従事者 はん用・生産用・業務用機械器具、電気機械器具整備・修理従事者 自動車整備・修理従事者 その他の機械整備・修理従事者 製品検査従事者(金属製品) 製品検査従事者(金属製品を除く) 機械検査従事者 画工,塗装・看板制作従事者 製図その他の生産関連・類似作業従事者	営業用大型貨物自動車運転者 営業用貨物自動車運転者(大型車を除く) 自家用貨物自動車運転者 その他の自動車運転従事者 航空機操縦士 車掌 他に分類されない輸送従事者 発電員,変電員 クレーン・ウインチ運転従事者 建設・さく井機械運転従事者 その他の定置・建設機械運転従事者			
		D	販売店員 その他の商品販売従事者 販売類似職業従事者 自動車営業職業従事者 機械器具・通信・システム営業職業従事者(自動車を除く) 金融営業職業従事者 保険営業職業従事者 その他の営業職業従事者			J	建設躯体工事従事者 大工 配管従事者 その他の建設従事者 電気工事従事者 土木従事者,鉄道線路工事従事者 ダム・トンネル掘削従事者,採掘従事者	
E	介護職員(医療・福祉施設等) 訪問介護従事者 看護助手 その他の保健医療サービス職業従事者 理容・美容師 美容サービス・浴場従事者(美容師を除く) クリーニング職,洗張職 飲食物調理従事者 飲食物給仕従事者 航空機客室乗務員 身の回り世話従事者 娯楽場接客員 居住施設・ビル等管理人 その他のサービス職業従事者	E	鉄道運転従事者 バス運転者 タクシー運転者 乗用自動車運転者(タクシー運転者を除く)	K	船内・沿岸荷役従事者 その他の運搬従事者 ビル・建物清掃員 清掃員(ビル・建物を除く),廃棄物処理従事者 包装従事者 他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者			
		F	警備員 その他の保安職業従事者	日本標準職業分類 平成27年国勢調査に用いる職業分類数(小分類) 賃金構造基本統計調査の従来の職種区分数 賃金構造基本統計調査の現行の職種区分数				
G	農林漁業従事者	大分類 中分類数 小分類数	A-管理的職業従事者 B-専門的・技術的職業従事者 C-事務従事者 D-販売従事者 E-サービス職業従事者 F-保安職業従事者 G-農林漁業従事者 H-生産工程従事者 I-輸送・機械運転従事者 J-建設・採掘従事者 K-運搬・清掃・包装等従事者 L-分類不能の職業 合計		4 20 7 3 8 3 3 11 5 5 4 1 74	10 91 26 19 32 11 12 69 22 22 14 1 329	5 63 16 14 27 6 12 46 13 17 12 1 232	0 34 4 6 10 2 0 46 14 10 3 0 129
H	製鉄・製鋼・非鉄金属製錬従事者 鋳物製造・鍛造従事者 金属工作機械作業従事者 金属プレス従事者 鉄工,製缶従事者 板金従事者 金属彫刻・表面処理従事者 金属溶接・溶断従事者 その他の製品製造・加工処理従事者(金属製品)							

※調査対象職種としては設けないが、集計区分には含める(無記入の場合に「分類不能の職業」として集計)。

諮問第127号の答申  
賃金構造基本統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第127号による賃金構造基本統計調査の変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

## 記

## 1 本調査計画の変更

## (1) 承認の適否

平成31年3月13日付け厚生労働省発政統0313第6号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審査した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「賃金構造基本統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、本申請については、2020年調査以降の抜本的な調査計画の見直しに向けて、喫緊に対応が必要な事項を過渡的に変更するものと位置づけられることも踏まえ、以下の「(2)理由等」で指摘した事項について、計画を修正する必要がある。

## (2) 理由等

## ア 調査対象の属性的範囲の変更

本申請では、調査対象産業について、従来から除外されていた日本標準産業分類（平成25年10月改定）の小分類「792 家事サービス業」、中分類「96 外国公務」等に加え、大分類「M 宿泊業、飲食サービス業」のうち、中分類「76 飲食店」から小分類「766 バー、キャバレー、ナイトクラブ」に属する事業所を除外する計画である。

この変更については、毎月勤労統計（厚生労働省所管の基幹統計）における不適切な事務処理が判明したことを契機に、平成31年1月に各府省が自ら実施した基幹統計の点検（以下「自主点検」という。）において、厚生労働省から、法に基づく承認を受けた調査計画と異なり、調査対象から除外して調査を実施していたと報告・公表された経緯からみて、その追認を求めるものとも捉えられかねない。

このため、今回の審議においては、除外による本調査結果への影響を確認する観点から、除外を開始した時点を改めて精査したものの、昭和29年以来継続的に、本調査結果報告書等に「バー、キャバレー、ナイトクラブ等で接客の仕事に従事する者を除く」と記載されていたことを除いて、いつから除外を開始したのかは確定せず、今後とも解明は困難と考えられる。

このような状況の中、従来の除外対象範囲は、母集団情報である事業所母集団データベースにおいて除外されていることに対応したものであるのに対し、本申請における除外対象産業への「バー、キャバレー、ナイトクラブ」の追加については、営業時間が主に夜間であることから疑義照会や督促等が困難との理由によるものであるが、同様に実査上の対応が困難な産業は他にも存在すると考えられることや、除外による調査実施への影響も不明確なこと

から、本申請を直ちに適当とは認め難い。

このため、今回調査においては、「バー、キャバレー、ナイトクラブ」を調査対象産業に含めて実施した上で、その結果や利活用状況等を踏まえ、他の産業との整合性等も勘案しつつ、統計に関する有識者の知見も活用して十分検証・整理を行うことが今後の再発防止という観点からも必要である。

また、今回調査における結果提供に当たっては、時系列比較に留意が必要なことから、統計利用者に無用の混乱を生じないよう、丁寧な情報提供を行うことが必要である。

## イ 報告を求める者の変更

本申請では、報告を求める者について、後記エの「調査対象事業所を多数有する企業が希望する場合、企業の本社が傘下の調査対象事業所の調査票に回答の上、一括して厚生労働省に郵送提出する方法」（以下「一括調査方式」という。）の導入に伴い、「厚生労働大臣が指定する企業を代表する者」を追加する計画である。

これについては、回答方法の多様化を図ることにより、調査の効率化及び調査対象事業所の負担軽減に資するものであることから、適当である。

## ウ 報告を求める事項の変更

## (ア) 外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加【個人票】

本申請では、個人票において、図1のとおり、外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項を追加する計画である。

これについては、報告者の記入負担は増加するものの、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（平成30年12月25日外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議）等の政策ニーズの変化に対応して、外国人労働者の就労状況、賃金の実態の的確な把握に資するものであることから、適当である。

図1

【変更案】  
（個人票）

(イ)
在留資格 番号
外国人労働 者について 記入してください
日本人及 特別永 住者等は 記入不要 です。

(イ)「労働者の番号又は氏名」を把握する調査事項の削除【個人票】

本申請では、個人票において、次図2のとおり、「労働者の番号又は氏名」を把握する調査事項を削除する計画である。

これについては、集計に用いる事項ではなく、削除により、報告者の忌避感や記入負担を軽減するものであること、また、削除に伴い、新たに「備考」欄に記入対象労働者を識別可能とする番号等を記載するよう求めることにより、事業所に疑義照会を行う際には対象となる労働者を特定することとしていることから、おおむね適当である。

ただし、「備考」欄の注記について、報告者に紛れが生じないよう、図3のとおり、労働者の識別番号等に関する注記と、それ以外の注記を分けて記載するよう修正する必要があることを指摘する。

図2

【変更案】  
（個人票）

備	考
事業所で記入対象労働者を識別できる番号等の追加か、記入内容が特異な場合は、その理由を記入してください。	

図3

【統計委員会修正案】  
（個人票）

備	考
以下の事項を記入してください。 ・事業所で記入対象労働者を識別できる番号等 ・記入内容が特異な場合は、その理由	

(ウ) 改元に伴う調査年次の表記の変更【事業所票及び個人票】

本申請では、事業所票及び個人票における調査年次の表記を新たな元号に変更する計画である。

これについては、天皇の退位等に関する皇室典範特例法（平成29年法律第63号）に基づく皇位の継承に伴い、2019年5月1日から元号が改められることを踏まえて変更するものであり、適当である。

エ 報告を求めるために用いる方法の変更

本申請では、調査方法について、統計調査員が調査票を配布・回収する方法から、厚生労働省が全ての報告者に調査票を郵送し、都道府県労働局及び労働基準監督署経由により郵送提出する方法を原則としつつ、一部、統計調査員又は都道府県労働局等の職員による回収や、一括調査方式を導入する計画である。

この変更については、自主点検において、厚生労働省から、少なくとも平成18年頃には法に基づき承認を受けた調査計画とは異なり、ほとんどの地域において郵送調査により実施されていたと報告・公表された経緯からみて、その追認を求めるものとも捉えられかねない。

このため、今回の審議においては、調査方法の変更による本調査結果への影響を確認する観点から、変更を開始した時点や経緯等を改めて精査した結果、都道府県労働局において段階的に郵送調査を導入し、その範囲が拡大されたものと考えられるものの、いつから導入を開始したのかは判明せず、今後とも特定は困難と考えられる。

一方で、本調査の調査対象事業所は、都道府県、産業、事業所規模別に層化無作為抽出されるため、選定された調査対象事業所は広範囲に点在する結果となり、その全てを調査員調査として実施するには多数の統計調査員が必要となるものの、統計調査員の確保難という統計調査全体を取巻く近年の状況を勘案すると、調査員調査による実施は実現困難と考えられる。なお、都道府県労働局による郵送調査の導入・拡大は、このような本調査を取巻く実態も一因と考えられる。

このような状況の中、本申請は、調査精度の確保・向上及び調査の効率的実施の観点から、郵送調査を基本としつつ、統計調査員及び都道府県労働局等の職員による効果的な督促・回収や、報告者の負担軽減にも配慮した一括調査方式を導入するものであり、さらに、次回2020年調査におけるオンライン調査の導入に向けた調査方法の整理・再編とも位置付けられるものである。

また、郵送調査を中心に複数の調査方法を採用する統計調査の実施に当たっては、調査結果の精度確保という観点から、それぞれの方法による回収状況を適時に把握し、報告者の脱漏や重複を排除するとともに、的確に督促等を行うことによることが重要となることから、本調査においては、回収状況や督促履歴を厚生労働本省と都道府県労働局とがオンラインで管理・共有する方策を新たに導入することとしているなど、再発防止という観点からも、おおむね適当である。

ただし、今後のオンライン調査の導入も見据え、更なる報告者の利便性の向上及び負担軽減の観点から、一括調査方式においては、電子媒体による調査票提出も可能とするよう改善を図る必要があることを指摘する。

なお、今回調査の結果公表に当たっては、上記のとおり、調査方法に変更が生じていたことや、回収率の推移等、結果利用上参考となる情報提供の充実を図り、統計利用者の利便性

向上を図る必要がある。

#### オ 集計事項の変更

本申請では、前記ウ（ア）のとおり、外国人労働者の「在留資格」を把握する調査事項の追加に伴い、外国人労働者について、一般労働者及び短時間労働者の別、在留資格区分別の実労働時間数や所定内給与額等に係る集計事項を追加する計画である。

これについては、政策課題を検討する上での有用な情報を提供するとともに、統計利用者のニーズにも対応するものであることから、適当である。

#### 2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）における課題への対応状況及び今後の課題

本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）において、①統計利用者に対する本調査の特徴を含めた情報提供、②個人票における匿名データの提供検討、③調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討について指摘されている。

これらの指摘に対する厚生労働省の対応状況及びそれに対する評価は、以下のとおりである。

##### （1）統計利用者への本調査の特徴を含めた情報提供

本課題について、厚生労働省は、「厚生労働統計の整備に関する検討会」（座長：津谷典子 慶應義塾大学経済学部教授）の下に設置した「賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ」（主査：玄田有史 東京大学社会科学研究所教授）において、毎月勤労統計調査と本調査の個票データを用い、調査対象範囲の整合を図った上で集計結果を比較すべきと指摘されたことを踏まえ、今後、試算を行うこととしている。

これについては、以下の点に留意しつつ、引き続き検討を推進する必要がある。

- ① 毎月勤労統計調査と本調査とは、推計方法が異なることに留意しつつ、適切な比較・分析を行うほか、集計値を用いた比較に加え、同一事業所の個票を抽出して比較することについても検討すること。
- ② 賃金水準について、類似統計との比較可能性も含めて検討すること。

##### （2）個人票における匿名データの提供検討

本課題について、厚生労働省は、個人票には都道府県、産業、企業規模等、報告者の特定につながりやすい情報が付与されていることから、総務省統計研究研修所の支援も受けつつ、世帯調査における匿名データ化の手法を準用する可能性を含め、匿名データ化の可能性、匿名データを作成する場合の基準等を、引き続き検討している。

これについては、匿名データ化の検討に当たり、個人票の情報のみならず、当該事業所票の情報を付加することも含め、利用者にとってより利便性の高いデータ提供に向けた検討を推進する必要がある。

##### （3）調査方法の見直し、公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直し、学歴区分の細分化、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、事業所内の全労働者調査の検討

本課題のうち調査方法の変更について、厚生労働省は、上記1（2）エのとおり、2019年調

査から郵送調査を基本としつつ、一括調査方式等を含めて整理・再編するとともに、2020年調査からの抜本的な見直しに向け、①オンライン調査の導入等の調査方法の見直し及び更なる公表の早期化、②調査対象職種の見直し及び学歴区分の細分化、③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更についても、引き続き検討を推進している。

このうち、調査票の回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更については、統計利用者の時系列比較等に係る利便性等に資する観点から、可能な限り、過去の調査結果についても遡って推計を行い、公表・提供するよう検討・実施する必要がある。

また、事業所内の全労働者を個人票の調査対象とすることについては、調査対象事業所の判断で導入の可否を決める方法による実施の可能性や、その場合の実査や集計に与える影響について検証を行い、2020年調査までに結論を得よう引き続き検討を進めるとしているが、調査対象事業所の判断により事業所内の全労働者の調査を行う場合における調査結果の推計方法についても併せて検討する必要がある。

このほか、統計ニーズへのよりの確かな対応を図る観点から、以下の点についても、検討を推進する必要がある。

ア 個人票における外国人労働者に係る調査事項について、外国人労働者の就労状況及び賃金の実態のよりの確かな把握や国際比較の観点から、今回の調査結果や利活用ニーズも踏まえ、「国籍」等の把握も検討すること。

イ 事業所票及び個人票における既存の調査事項について、平成30年6月に厚生労働省が実施した試験調査における検証結果も踏まえ、個人票における短時間労働者の最終学歴や企業規模を特定せずに全事業所を対象とした役職の把握を含め、見直しの余地を検討すること。

ウ 外国人労働者の「在留資格」に関連した集計事項について、今回の調査結果を踏まえつつ、性別、地域別等の集計の充実を図る余地を検討すること。

【達成精度の算出に係る誤差算式】

$$\begin{aligned}
 (C^{(k)})^2 = & \sum_r \sum_h \left[ \frac{1}{M_{rh}} \left( \frac{1}{f_{rh}} - 1 \right) \left( \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{\left( \sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^{L_{r'}} N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'} \right)^2} (C_{x_{rh}}^{(k)})^2 + \frac{(N_{rh} \bar{Y}_{rh})^2}{\left( \sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^{L_{r'}} N_{r'h'} \bar{Y}_{r'h'} \right)^2} (C_{y_{rh}}^{(k)})^2 \right. \right. \\
 & - 2 \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})(N_{rh} \bar{Y}_{rh})}{\left( \sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^{L_{r'}} N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'} \right) \left( \sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^{L_{r'}} N_{r'h'} \bar{Y}_{r'h'} \right)} C_{xy_{rh}}^{(k)} \\
 & \left. - \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{\left( \sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^{L_{r'}} N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'} \right)^2} (C_{w'_{rh}}^{(k)})^2 \right) \\
 & \left. + \frac{1}{N_{rh}} \frac{1}{f_{rh}} \frac{(N_{rh} \bar{X}_{rh})^2}{\left( \sum_{r'=1}^R \sum_{h'=1}^{L_{r'}} N_{r'h'} \bar{X}_{r'h'} \right)^2} (C_{w_{rh}}^{(k)})^2 \right]
 \end{aligned}$$

ここで、

- $C^{(k)}$  : 達成精度算出区分における企業規模 ( $k$ ) の 1 人平均所定内給与額の標準誤差率
- $r$  : 達成精度算出区分内における各都道府県、産業の層番号
- $h$  : 事業所規模区分
- $X_{rhij} = Z_{rhij} \times Y_{rhij}$
- $Y_{rhij}$  : 企業規模が  $k$  の時 1、それ以外の時 0 となる変数
- $Z_{rhij}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$ 、 $i$  事業所の  $j$  番目の労働者の賃金
- $M_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  の母集団事業所数
- $N_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  の労働者数
- $N_{rhi}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$ 、 $i$  事業所の労働者数
- $m_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  の標本事業所数
- $n_{rhi}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$ 、 $i$  事業所の標本労働者数
- $f_{rh}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$  における事業所の抽出率
- $g_{rhi}$  : (各都道府県、産業  $r$  における) 事業所規模  $h$ 、 $i$  事業所における労働者の抽出率

$$\hat{T}_{x_{rhi}} = \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$\hat{T}_{x_{rh}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{x_{rhi}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$\hat{\hat{T}}_{x_{rh}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{x_{rhi}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$Var(\hat{T}_{x_{rh}}) = \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{x_{rhi}} - \hat{\hat{T}}_{x_{rh}})^2$$

$$\hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$\hat{T}_{y_{rh}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{M_{rh}}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$\hat{\bar{T}}_{y_{rh}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \hat{T}_{y_{rhi}} = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \frac{N_{rhi}}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} Y_{rhij}$$

$$\text{Var}(\hat{T}_{y_{rh}}) = \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{y_{rhi}} - \hat{\bar{T}}_{y_{rh}})^2$$

$$\text{Cov}(\hat{T}_{x_{rh}}, \hat{T}_{y_{rh}}) = \frac{1}{m_{rh} - 1} \sum_{i=1}^{m_{rh}} (\hat{T}_{x_{rhi}} - \hat{\bar{T}}_{x_{rh}})(\hat{T}_{y_{rhi}} - \hat{\bar{T}}_{y_{rh}})$$

$$\bar{X}_{rhi} = \frac{1}{n_{rhi}} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} X_{rhij}$$

$$\text{Var}(X_{rhi}) = \frac{1}{n_{rhi} - 1} \sum_{j=1}^{n_{rhi}} (X_{rhij} - \bar{X}_{rhi})^2$$

$$(Cx_{rh}^{(k)})^2 = \frac{\text{Var}(\hat{T}_{x_{rh}})}{\left(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}}\right)^2}$$

$$(Cy_{rh}^{(k)})^2 = \frac{\text{Var}(\hat{T}_{y_{rh}})}{\left(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{y_{rh}}\right)^2}$$

$$Cxy_{rh}^{(k)} = \frac{\text{Cov}(\hat{T}_{x_{rh}}, \hat{T}_{y_{rh}})}{\left(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}}\right) \left(\frac{1}{M_{rh}} \hat{T}_{y_{rh}}\right)}$$

$$(Cw_{rh}^{(k)})^2 = \frac{1}{m_{rh}} \sum_{i=1}^{m_{rh}} \left(\frac{1}{g_{rhi}} - 1\right) \left(\frac{N_{rhi}}{\left(\frac{1}{M_{rh}} N_{rh}\right)}\right) \frac{\text{Var}(X_{rhi})}{\left(\frac{1}{N_{rh}} \hat{T}_{x_{rh}}\right)^2}$$

$$(Cw'_{rh}{}^{(k)})^2 = \frac{M_{rh}}{N_{rh}} (Cw_{rh}^{(k)})^2$$

である。

【都道府県別】一般労働者の所定内給与額とその標準誤差率

都道府県	2017 (平成29) 年			2018 (平成30) 年			2019 (令和元) 年			2020 (令和2) 年			2021 (令和3) 年		
	所定内 給与額 [千円]	標準誤差率[%]		所定内 給与額 [千円]	標準誤差率[%]		所定内 給与額 [千円]	標準誤差率[%]		所定内 給与額 [千円]	標準誤差率[%]		所定内 給与額 [千円]	標準誤差率[%]	
		副標本 法	分散 推定												
全国計	303.8	0.16	0.27	305.3	0.58	0.30	306.0	0.48	0.27	307.7	0.75	0.32	307.4	0.41	0.27
北海道	263.8	0.45	0.88	267.3	0.68	0.83	271.0	1.06	1.19	272.8	1.36	1.03	274.8	0.74	0.92
青森県	232.2	2.28	1.32	236.6	3.22	1.85	238.1	1.73	1.15	240.5	2.24	1.84	245.0	1.21	1.14
岩手県	236.7	0.98	1.26	244.8	0.73	1.35	242.7	1.32	0.99	245.9	1.05	0.91	249.6	2.00	1.24
宮城県	281.4	1.39	1.23	276.1	2.03	1.41	286.4	1.67	1.52	281.9	1.03	1.46	277.9	0.78	1.37
秋田県	239.8	0.95	1.13	238.7	1.41	1.42	241.8	1.50	1.12	246.7	1.64	1.31	247.5	1.18	1.50
山形県	246.3	1.61	0.94	242.8	1.69	1.14	243.2	2.13	0.98	251.9	1.15	1.09	259.6	1.81	1.43
福島県	262.2	2.13	1.16	268.0	0.75	1.40	258.4	0.69	0.91	267.3	1.38	1.01	269.5	2.01	1.05
茨城県	293.4	1.12	1.01	295.0	0.97	2.01	294.4	1.43	1.12	301.0	0.84	1.25	295.4	2.04	1.30
栃木県	289.4	2.15	1.16	294.7	4.34	2.31	290.4	2.03	0.98	291.5	1.30	1.21	289.4	1.49	1.55
群馬県	278.0	1.53	1.15	279.3	2.23	1.29	284.1	0.62	1.14	286.2	1.49	2.02	282.4	1.75	1.11
埼玉県	295.7	0.86	1.12	302.7	1.05	0.74	300.7	0.72	1.16	301.5	1.48	0.92	303.6	1.57	1.32
千葉県	306.7	1.33	1.03	301.0	1.49	0.94	301.1	1.70	0.96	302.0	1.53	1.03	300.9	0.64	0.84
東京都	371.3	0.60	0.84	370.6	2.13	0.95	371.2	1.32	0.82	373.6	1.70	1.06	364.2	0.96	0.89
神奈川県	327.6	1.19	0.98	336.7	1.19	1.40	336.8	1.00	0.98	335.2	1.74	1.18	336.2	0.74	0.84
新潟県	257.3	1.17	0.98	263.5	1.04	0.95	264.0	2.19	1.23	259.4	1.07	1.15	272.1	2.09	1.02
富山県	266.2	1.45	1.24	278.0	2.22	1.11	277.1	1.63	1.15	287.9	0.94	1.43	277.6	2.24	1.21
石川県	276.2	0.87	1.04	275.4	1.76	0.90	279.1	1.57	0.96	285.2	1.59	1.31	289.3	2.14	1.50
福井県	272.6	1.84	1.23	266.7	1.99	1.18	277.1	1.63	1.47	274.2	0.50	1.34	277.7	1.07	0.96
山梨県	271.5	1.16	1.28	277.7	1.53	1.68	279.4	1.36	1.52	287.4	2.86	1.47	281.5	2.03	1.28
長野県	274.4	0.84	1.36	274.5	1.61	0.91	280.0	1.00	1.23	283.5	1.69	0.95	284.4	1.48	1.19
岐阜県	276.5	0.52	0.93	287.5	1.69	1.35	280.4	1.50	2.22	289.1	1.14	1.46	287.6	1.27	1.49
静岡県	288.9	1.95	1.05	286.2	0.57	0.98	282.1	0.74	1.16	290.4	1.84	1.21	285.3	1.63	1.30
愛知県	315.4	0.63	0.79	316.9	0.99	0.79	316.8	0.87	0.88	314.1	2.13	1.39	317.3	1.70	0.81
三重県	294.0	1.75	1.16	297.9	1.32	1.10	291.6	1.86	1.12	294.4	2.01	1.03	298.2	1.45	1.07
滋賀県	292.4	1.45	1.19	294.9	2.17	1.53	297.3	1.79	1.29	301.5	1.17	1.31	290.7	1.40	1.05
京都府	313.4	2.16	2.05	297.1	1.47	1.09	296.3	0.86	1.09	310.8	1.62	0.94	312.2	1.05	1.07
大阪府	320.2	1.28	1.09	323.4	0.43	0.88	323.6	1.14	0.92	320.4	0.45	0.87	326.9	1.15	0.95
兵庫県	292.8	1.07	0.86	294.5	1.26	0.92	300.8	1.04	0.99	301.5	1.45	1.11	307.9	0.62	1.02
奈良県	293.8	1.41	1.64	294.5	2.68	1.56	297.7	1.83	1.42	296.0	1.66	1.16	289.7	2.65	1.47
和歌山県	279.4	1.63	1.94	273.1	1.39	1.36	274.9	1.59	1.61	277.6	1.84	1.26	287.3	2.76	2.58
鳥取県	250.4	2.11	1.10	252.0	2.82	1.78	249.0	2.48	1.34	257.9	2.86	1.32	251.6	2.11	1.55
島根県	250.6	1.92	1.19	248.1	1.75	0.94	257.0	1.69	1.29	257.3	1.13	1.05	259.0	1.93	1.11
岡山県	266.7	1.98	1.01	274.8	1.46	1.18	275.8	0.69	1.26	277.4	0.85	1.29	277.6	0.92	1.11
広島県	294.2	3.05	1.55	296.0	1.44	1.22	296.3	1.02	1.11	294.5	1.01	1.51	290.9	1.79	1.12
山口県	272.1	1.26	1.08	274.1	1.10	1.07	278.2	1.05	1.06	279.7	1.43	1.09	282.5	2.14	0.88
徳島県	270.2	2.06	1.21	265.8	2.55	1.35	271.5	2.44	1.20	270.3	0.71	1.26	269.7	1.47	1.52
香川県	275.3	1.84	1.23	279.2	1.83	1.49	267.3	1.65	1.31	281.5	1.74	1.78	283.3	1.60	1.68
愛媛県	261.7	1.72	1.08	254.7	0.48	0.98	260.7	1.31	1.36	260.5	1.27	1.28	267.7	0.62	1.11
高知県	256.2	2.12	1.38	255.5	1.51	1.59	265.3	1.63	1.58	254.5	1.92	1.60	268.5	1.93	1.74
福岡県	280.1	1.41	0.87	284.3	1.41	1.03	284.8	0.64	1.73	282.9	0.96	0.91	288.2	1.83	0.88
佐賀県	244.6	1.84	1.67	250.8	1.58	1.48	248.4	1.38	0.96	255.0	3.95	3.30	255.2	0.83	1.22
長崎県	251.0	1.46	0.95	249.9	1.47	1.25	247.5	1.13	1.52	255.2	1.36	0.98	263.8	1.05	1.66
熊本県	251.2	2.23	1.15	255.6	1.95	1.12	259.8	1.46	1.04	262.4	2.27	1.31	262.4	1.85	1.10
大分県	255.7	0.88	1.03	255.6	1.64	1.32	259.8	2.05	2.26	262.1	1.05	1.51	261.3	1.36	1.85
宮崎県	234.4	0.65	1.59	231.0	1.13	1.18	240.2	1.89	1.76	248.5	1.58	1.88	244.6	1.37	1.80
鹿児島県	248.0	2.55	1.47	249.3	2.30	1.34	253.4	1.37	1.34	256.3	3.44	1.44	261.1	1.09	1.04
沖縄県	242.3	3.47	2.88	243.6	1.86	1.00	247.9	1.52	1.55	252.5	3.36	1.77	250.8	2.10	1.20

※令和元年以前の集計では、令和2年以降の新しい推計方法に基づいた復元倍率を用いている。

【企業規模・産業大分類別】一般労働者の所定内給与額とその標準誤差率

企業規模	産業大分類	2017 (平成29) 年			2018 (平成30) 年			2019 (令和元) 年			2020 (令和2) 年			2021 (令和3) 年		
		所定内給与額 [千円]	標準誤差率[%]		所定内給与額 [千円]	標準誤差率[%]		所定内給与額 [千円]	標準誤差率[%]		所定内給与額 [千円]	標準誤差率[%]		所定内給与額 [千円]	標準誤差率[%]	
			副標本 法	分散 推定												
10人以上計	計	303.8	0.16	0.27	305.3	0.58	0.30	306.0	0.48	0.27	307.7	0.75	0.32	307.4	0.41	0.27
	C	323.4	6.97	3.13	329.7	5.18	2.73	323.7	4.95	2.06	338.6	8.42	1.52	323.3	6.33	1.21
	D	333.4	1.47	0.83	337.2	1.19	0.98	335.4	1.02	1.03	333.5	0.75	0.90	333.2	1.23	0.92
	E	293.6	0.66	0.54	296.0	0.44	0.54	293.6	0.40	0.47	298.3	0.43	0.54	294.9	0.58	0.44
	F	403.2	0.64	0.91	415.3	1.67	1.03	415.9	2.22	1.50	402.5	0.93	1.01	419.7	1.96	1.39
	G	378.0	3.04	1.42	378.5	1.52	1.87	379.5	1.32	1.18	383.0	3.28	3.11	373.5	2.79	2.01
	H	276.3	0.79	0.81	280.2	0.83	0.82	279.7	1.27	0.94	276.3	1.60	0.80	278.5	0.78	0.76
	I	307.7	0.50	0.76	308.2	1.12	0.74	313.2	1.03	0.85	307.9	2.00	0.87	308.0	1.00	0.79
	J	369.1	1.14	0.79	372.5	1.71	1.01	365.5	1.17	0.75	374.4	1.84	0.95	383.5	0.45	1.17
	K	323.9	1.86	1.68	329.6	1.44	3.14	321.9	2.07	1.54	333.4	1.39	2.15	326.1	1.51	1.87
	L	381.7	1.39	1.91	383.9	3.44	2.55	384.8	1.34	1.28	388.2	2.35	1.57	386.9	0.96	1.47
	M	245.2	1.11	1.08	247.7	1.45	1.01	249.0	0.71	1.03	250.5	1.63	1.40	257.6	1.27	1.10
	N	261.1	0.49	1.12	265.4	1.20	0.88	263.7	0.87	0.92	267.7	0.71	0.85	268.2	1.06	0.77
	O	372.0	0.88	0.77	377.2	1.02	0.84	378.8	2.39	0.91	370.3	1.50	0.76	373.9	0.52	0.83
	P	281.6	0.34	0.56	282.5	0.72	0.51	284.2	0.49	0.57	290.5	0.83	0.52	291.7	0.92	0.59
	Q	294.6	1.17	0.59	297.0	0.58	0.67	299.0	0.24	0.65	291.6	0.88	0.78	296.7	1.26	0.72
	R	257.2	0.75	0.97	256.7	1.47	1.27	264.7	1.87	1.20	264.4	1.27	1.01	265.5	1.18	1.14
1,000人以上	計	345.3	0.21	0.57	345.5	1.05	0.59	339.7	0.94	0.57	338.4	1.35	0.71	339.7	0.54	0.60
	C	392.6	3.16	2.77	478.5	6.98	3.25	436.4	8.00	3.01	468.4	9.79	4.75	392.2	***	3.27
	D	417.0	1.98	2.61	420.0	2.81	2.44	417.3	3.24	2.80	404.7	3.81	2.51	404.9	2.66	2.70
	E	349.0	0.78	1.20	354.1	0.67	1.16	340.9	0.73	1.11	353.7	1.26	1.29	343.3	1.34	1.11
	F	421.2	1.16	0.89	440.2	1.98	1.21	432.2	1.92	1.48	424.7	0.72	0.98	445.8	2.15	1.41
	G	411.0	3.92	1.96	409.9	2.10	2.87	432.4	2.69	2.09	423.2	7.10	7.72	433.1	2.49	3.89
	H	298.5	1.97	1.61	310.8	2.00	1.77	298.3	2.54	1.80	293.1	3.02	1.38	299.4	1.34	1.39
	I	330.7	0.76	1.57	330.3	1.81	1.54	333.1	0.97	1.74	323.2	2.06	1.75	320.2	1.35	1.79
	J	366.2	1.50	0.83	369.7	1.86	1.21	362.6	1.36	0.80	374.1	1.81	1.12	380.0	2.03	1.27
	K	345.8	4.14	5.11	340.4	3.50	7.77	326.5	2.63	3.61	337.4	2.94	5.96	335.3	2.70	4.55
	L	449.1	2.05	3.29	442.8	3.34	3.38	442.1	1.88	1.87	437.2	3.99	1.84	437.4	2.71	1.79
	M	260.2	2.46	2.38	259.2	1.75	2.29	260.7	1.40	2.05	269.5	2.64	2.69	268.6	1.74	2.24
	N	281.2	1.56	3.78	284.9	2.28	2.52	277.7	1.44	2.11	281.4	2.09	2.05	285.8	1.81	1.83
	O	444.8	1.01	1.35	451.2	2.36	1.49	454.3	2.71	1.74	445.7	2.08	1.58	442.6	0.55	1.71
	P	336.8	2.32	1.43	326.8	1.14	1.07	329.8	1.31	1.25	324.3	1.40	1.11	332.9	0.72	1.40
	Q	306.9	1.35	0.74	308.4	0.55	0.89	311.1	0.25	0.73	304.0	1.40	0.66	308.5	1.28	0.88
	R	267.0	0.92	2.39	266.0	2.90	2.98	272.7	3.97	2.37	268.9	1.26	1.94	269.7	2.94	2.44
100～999人	計	290.8	0.41	0.44	294.3	0.55	0.53	296.5	0.18	0.44	302.6	1.12	0.50	299.8	0.61	0.42
	C	423.3	13.19	8.32	388.1	6.52	7.15	369.4	6.34	4.52	396.5	11.75	2.45	399.0	12.03	4.25
	D	343.3	1.62	1.75	342.7	1.52	1.54	344.4	2.28	1.76	337.5	1.97	1.78	343.9	1.91	1.87
	E	277.5	1.06	0.73	279.8	0.64	0.70	278.7	0.55	0.71	284.4	0.31	0.91	282.1	0.53	0.62
	F	328.3	2.78	3.28	327.0	1.86	1.75	318.8	3.15	2.01	316.5	3.44	2.69	325.3	1.83	2.46
	G	366.7	3.01	2.86	372.6	2.70	3.41	355.1	1.00	1.55	374.6	3.14	2.78	357.6	4.41	2.80
	H	265.1	1.61	1.41	266.9	1.10	1.43	268.7	1.72	1.71	262.1	1.43	1.47	268.3	1.35	1.45
	I	303.3	1.43	1.18	309.3	1.30	1.09	314.0	1.49	1.31	315.9	3.26	1.34	315.6	1.59	1.11
	J	373.0	2.13	2.58	379.1	3.36	2.15	372.1	3.82	2.33	380.4	5.64	2.52	379.1	5.62	2.54
	K	325.6	1.53	1.92	330.1	1.58	1.61	327.2	3.06	2.51	342.0	2.53	2.51	327.6	2.79	1.96
	L	359.2	1.19	3.18	362.5	4.41	6.43	374.3	2.77	2.51	393.7	3.50	3.53	367.5	2.81	2.52
	M	241.4	1.52	0.96	247.2	2.24	1.57	243.0	0.98	1.65	246.0	1.66	1.54	259.7	2.47	1.73
	N	260.2	0.58	1.31	267.9	1.51	1.37	262.6	0.86	1.80	270.4	2.66	1.62	269.9	1.77	1.62
	O	379.6	1.57	1.10	394.7	1.75	1.29	390.1	1.90	1.23	375.6	1.11	1.18	394.6	1.61	1.32
	P	277.5	1.35	0.80	277.7	1.15	0.82	281.5	0.47	0.93	291.6	1.17	0.85	285.8	0.72	0.74
	Q	269.7	2.00	0.83	271.4	0.40	0.69	272.6	0.91	0.85	274.1	1.32	2.26	275.7	1.88	1.29
	R	246.2	1.19	1.32	245.1	1.41	1.22	252.9	1.57	1.81	254.9	2.60	1.52	261.2	0.83	1.23
10～99人	計	271.6	0.64	0.35	270.7	0.20	0.33	276.2	0.54	0.40	278.0	0.36	0.39	279.9	0.27	0.37
	C	268.0	1.01	1.02	271.2	0.83	1.53	269.3	0.85	1.43	273.2	2.56	1.45	279.1	0.71	1.23
	D	299.1	0.73	0.75	299.2	0.43	0.67	304.7	0.87	0.80	307.4	1.18	0.91	307.7	0.91	0.83
	E	254.2	0.71	0.62	250.7	0.60	0.63	256.9	0.45	0.57	262.7	0.66	0.62	262.6	0.37	0.59
	F	313.9	3.73	2.46	309.4	4.00	2.04	308.6	1.96	1.63	303.7	2.89	3.05	311.3	2.59	1.98
	G	335.6	3.16	1.90	336.5	3.17	2.38	340.5	1.75	2.33	341.4	3.63	3.89	320.4	1.72	1.81
	H	265.7	1.62	1.18	263.7	0.87	1.03	268.9	1.08	1.26	270.0	0.68	1.36	265.5	1.01	1.18
	I	282.9	1.28	1.24	277.6	1.24	0.97	284.4	1.72	1.62	276.4	0.46	0.77	281.8	0.76	0.81
	J	403.1	4.84	3.56	393.0	5.05	3.11	388.4	4.14	2.90	360.6	3.76	2.17	438.7	5.40	4.88
	K	301.0	1.12	1.57	315.0	3.22	2.02	310.3	2.03	1.59	317.1	2.96	2.93	311.9	2.07	1.29
	L	313.4	0.83	1.74	317.9	2.33	1.87	324.1	0.45	1.33	325.6	2.81	1.81	338.4	2.70	4.10
	M	234.1	0.82	1.56	235.4	1.56	1.14	239.4	2.80	0.97	231.9	1.77	1.60	243.0	1.66	1.05
	N	247.8	1.25	0.96	249.0	1.46	0.97	253.7	1.15	1.14	254.2	0.77	1.08	256.6	1.55	0.96
	O	272.3	1.46	1.34	274.5	0.38	1.16	271.6	0.89	1.00	275.8	0.74	0.97	279.0	1.05	0.96
	P	248.5	1.28	0.87	255.1	0.82	0.85	252.8	1.06	0.86	260.1	1.05	0.87	267.7	1.20	1.00
	Q	276.1	4.05	4.01	273.1	2.85	2.24	264.4	2.79	4.33	265.4	3.08	1.99	267.0	4.02	3.47
	R	260.8	1.51	0.99	260.2	1.37	0.83	267.0	0.88	1.15	269.4	1.59	1.48	264.1	1.06	0.70

※令和元以前の集計では、令和2年以降の新しい推計方法に基づいた賃金率を用いている。

【都道府県別】短時間労働者の1時間あたり所定内給与額とその標準誤差率

都道府県	2017（平成29）年			2018（平成30）年			2019（令和元）年			2020（令和2）年			2021（令和3）年		
	1時間 あたり 所定内 給与額 [円]	標準誤差率[%]		1時間 あたり 所定内 給与額 [円]	標準誤差率[%]		1時間 あたり 所定内 給与額 [円]	標準誤差率[%]		1時間 あたり 所定内 給与額 [円]	標準誤差率[%]		1時間 あたり 所定内 給与額 [円]	標準誤差率[%]	
		副標本法	分散 推定		副標本 法	分散 推定									
全国計	1235	0.47	0.74	1280	0.71	0.72	1304	1.07	0.87	1412	0.96	0.91	1384	0.73	0.81
北海道	1064	2.85	2.58	1065	2.58	1.42	1056	1.47	2.01	1209	2.78	2.93	1265	2.36	3.00
青森県	976	2.66	2.63	1038	4.89	2.13	1044	4.10	3.75	1098	6.28	3.44	1229	7.62	9.89
岩手県	993	2.76	2.28	991	1.86	1.77	1019	2.56	2.52	1121	3.99	4.40	1077	2.21	2.03
宮城県	1038	2.73	2.40	1120	8.51	2.70	1115	1.47	2.70	1226	6.14	5.93	1185	2.09	2.20
秋田県	1127	14.92	14.26	957	2.04	2.22	986	2.39	1.60	1161	15.64	4.18	1032	2.54	1.70
山形県	989	2.52	1.46	1031	3.70	1.99	1052	2.70	2.51	1196	3.60	3.54	1130	2.74	2.47
福島県	1038	2.40	3.34	1031	3.60	2.03	1136	11.40	7.94	1136	3.99	2.70	1114	2.65	2.72
茨城県	1103	5.35	3.47	1204	1.66	2.50	1202	4.10	3.85	1279	4.83	4.75	1283	2.34	2.37
栃木県	1035	3.12	2.18	1185	5.36	2.55	1121	1.93	1.76	1204	2.30	2.68	1217	5.19	4.09
群馬県	1153	7.06	5.07	1138	3.60	3.95	1222	7.78	3.85	1382	5.97	5.56	1286	3.04	2.81
埼玉県	1270	3.95	3.69	1275	4.38	4.19	1308	4.33	3.56	1347	1.40	2.43	1350	3.52	3.01
千葉県	1263	5.72	2.64	1300	4.48	4.22	1506	10.58	8.29	1391	3.08	1.97	1353	1.78	2.55
東京都	1457	2.59	2.18	1538	1.67	2.10	1612	3.86	2.75	1820	3.19	2.79	1746	3.87	2.98
神奈川県	1435	5.49	3.42	1437	4.79	2.82	1439	4.01	2.82	1537	2.73	2.40	1474	2.53	2.29
新潟県	1045	2.85	2.60	1146	3.79	4.86	1103	5.17	1.79	1206	4.13	2.51	1127	2.01	2.61
富山県	1159	7.23	6.60	1141	1.84	2.28	1155	5.18	4.31	1282	3.60	4.74	1282	4.85	2.95
石川県	1049	2.13	3.06	1082	1.94	1.61	1179	4.40	4.07	1232	4.30	4.73	1232	2.78	4.03
福井県	1060	8.08	3.33	1091	2.57	2.07	1116	6.81	6.75	1189	1.72	2.70	1180	4.22	4.42
山梨県	1272	9.98	6.75	1106	3.27	2.38	1150	5.03	2.94	1307	3.68	3.63	1305	6.36	6.43
長野県	1125	2.75	2.95	1139	4.16	2.37	1124	3.39	2.06	1267	6.60	5.55	1192	2.04	2.54
岐阜県	1114	9.31	4.99	1178	5.47	3.88	1108	2.18	1.69	1272	4.72	4.43	1176	1.43	2.72
静岡県	1159	4.15	3.27	1263	7.16	5.86	1150	1.68	3.90	1309	5.10	5.81	1382	8.51	5.53
愛知県	1300	2.31	3.35	1261	2.47	2.85	1256	4.93	2.34	1443	1.85	2.72	1362	3.39	2.16
三重県	1103	2.23	2.67	1162	4.22	4.74	1162	5.84	3.88	1211	2.06	2.57	1284	5.37	3.94
滋賀県	1152	6.49	6.14	1150	2.95	2.27	1132	2.39	2.81	1313	3.64	4.45	1342	9.26	5.72
京都府	1460	5.87	7.47	1404	5.40	2.90	1489	9.63	4.15	1546	3.31	5.80	1566	2.29	4.42
大阪府	1262	1.50	1.95	1352	1.70	2.46	1313	4.47	1.79	1587	6.17	5.59	1430	3.83	2.73
兵庫県	1228	3.11	2.78	1281	5.95	2.82	1284	2.71	4.16	1378	4.42	2.68	1387	3.56	3.32
奈良県	1201	10.66	6.81	1267	2.43	3.89	1295	4.25	3.47	1307	4.76	2.56	1260	6.75	2.89
和歌山県	1125	5.22	3.33	1143	7.02	4.21	1184	3.39	2.83	1194	1.68	3.09	1250	9.38	8.34
鳥取県	1094	8.39	4.76	1037	4.90	2.18	1114	3.24	2.98	1171	1.76	4.33	1400	11.11	5.36
島根県	973	1.23	1.44	1019	3.80	2.80	1079	3.15	2.58	1253	3.61	3.62	1259	10.50	10.55
岡山県	1187	4.97	4.29	1245	12.92	8.74	1395	13.73	5.10	1362	5.03	6.72	1434	6.43	8.93
広島県	1090	2.82	2.49	1309	5.76	6.00	1209	4.09	2.37	1217	3.33	3.35	1303	4.42	3.52
山口県	1048	3.56	2.44	1082	2.71	2.22	1151	3.73	4.17	1306	12.02	5.42	1214	5.90	3.93
徳島県	1070	4.21	2.90	1420	11.33	11.97	1133	6.88	3.11	1262	4.34	4.26	1202	7.25	6.69
香川県	1039	2.71	2.20	1177	4.97	2.95	1095	1.06	1.93	1368	8.41	6.92	1187	2.18	2.90
愛媛県	1129	7.29	5.56	1275	15.73	13.68	1527	21.20	14.83	1132	4.73	2.50	1080	3.05	2.39
高知県	1040	3.92	3.25	1353	17.04	15.91	1111	3.72	4.94	1172	5.81	4.97	1212	5.23	17.51
福岡県	1141	2.64	3.40	1220	2.41	2.76	1188	4.83	2.12	1169	2.44	2.99	1265	3.95	3.02
佐賀県	1018	2.62	3.48	1094	6.61	3.86	1105	7.32	2.50	1271	9.34	6.09	1282	5.60	4.46
長崎県	1012	2.73	1.92	1113	6.98	4.20	1168	8.94	6.66	1126	3.94	2.46	1137	4.25	3.52
熊本県	1068	8.37	3.29	1118	5.58	4.60	1202	10.41	8.39	1154	8.60	4.14	1198	2.61	3.01
大分県	1067	6.35	5.58	1108	3.68	3.65	1010	1.35	2.22	1283	10.86	4.18	1113	1.55	2.64
宮崎県	968	3.50	2.49	994	3.87	2.01	1032	2.89	2.45	1083	1.80	1.95	1092	3.10	3.09
鹿児島県	1200	9.07	4.96	1079	1.39	3.20	1054	1.69	3.13	1120	3.89	3.60	1070	2.73	4.72
沖縄県	1012	3.88	3.19	1053	3.09	2.49	1045	1.39	2.55	1171	2.80	2.87	1185	5.21	3.29

※令和元年以前の集計では、令和2年以降の新しい推計方法に基づいた復元倍率を用いている。

【企業規模・産業大分類別】短時間労働者の1時間あたり所定内給与額とその標準誤差率

企業規模	産業大分類	2017(平成29)年			2018(平成30)年			2019(令和元)年			2020(令和2)年			2021(令和3)年		
		1時間あたり所定内給与額(円)	標準誤差率[%]													
			副標本法	分散推定												
10人以上計	計	1235	0.47	0.74	1280	0.71	0.72	1304	1.07	0.87	1412	0.96	0.91	1384	0.73	0.81
	C	1222	1.75	4.65	1230	1.97	4.91	1507	7.13	7.31	1168	1.22	4.23	1239	1.19	5.24
	D	1285	3.43	2.58	1328	2.65	2.65	1402	3.79	2.53	1407	3.74	3.89	1526	4.42	4.88
	E	1022	0.79	0.73	1065	2.33	1.40	1074	0.63	0.95	1260	2.19	2.61	1144	0.66	0.91
	F	1421	3.25	4.40	1345	4.82	3.58	1588	10.17	10.56	1668	5.40	4.81	1660	2.95	4.63
	G	1388	4.55	3.66	1376	4.07	4.16	1511	5.56	4.42	1648	6.12	6.28	1567	3.04	4.91
	H	1090	0.88	1.37	1150	1.54	1.48	1174	1.53	2.02	1274	1.42	2.07	1237	1.09	1.27
	I	1008	0.32	0.44	1036	0.33	0.40	1051	0.44	0.49	1157	1.88	1.21	1110	0.77	0.51
	J	1304	1.16	1.22	1430	1.97	2.53	1498	1.59	1.51	1612	3.13	4.33	1592	5.63	4.09
	K	1043	1.03	0.81	1087	0.80	1.01	1169	1.37	1.35	1361	5.26	2.99	1189	1.55	0.98
	L	1441	3.21	2.89	1521	3.71	5.22	1436	2.06	1.91	1592	1.55	3.31	1527	4.33	3.76
	M	981	0.21	0.28	1020	0.21	0.32	1038	0.33	0.29	1222	0.71	1.87	1252	2.13	1.49
	N	1076	0.70	0.93	1117	1.56	0.78	1131	0.99	0.97	1494	1.52	3.32	1373	3.06	3.68
	O	2538	3.44	2.17	2657	3.58	2.27	2628	2.89	2.17	2549	5.18	3.01	2418	2.16	2.70
P	1811	4.03	2.81	1807	3.79	2.71	2001	3.80	3.35	1918	1.95	3.04	1895	1.79	2.86	
Q	1166	1.40	1.61	1182	1.49	2.17	1198	1.44	1.42	1247	1.28	1.99	1264	2.00	2.24	
R	1106	1.22	0.89	1148	1.68	1.25	1135	2.04	1.32	1267	1.96	1.10	1265	2.70	1.94	
1,000人以上	計	1198	1.14	1.10	1231	2.13	0.90	1235	1.51	0.83	1336	1.62	1.38	1320	1.31	1.00
	C	1225	***	46.05	943	***	---	1453	***	52.29	1469	***	23.62	1264	***	46.50
	D	1551	6.89	6.92	1652	5.88	8.93	1662	8.80	8.26	1618	3.70	9.39	2265	12.93	17.64
	E	1131	1.88	2.30	1315	8.62	6.32	1288	3.34	5.40	1331	9.10	8.99	1257	1.01	3.06
	F	1353	3.78	4.91	1345	1.75	4.06	1708	14.38	14.83	1718	11.91	7.13	1902	4.83	8.03
	G	1482	4.44	7.66	1403	9.70	9.03	1773	6.90	7.41	1884	11.58	15.25	1540	12.16	8.93
	H	1043	1.20	1.50	1097	2.46	1.62	1151	1.71	1.98	1210	1.81	2.67	1252	2.40	1.70
	I	1010	0.55	0.54	1042	0.59	0.47	1052	0.36	0.69	1148	1.85	1.48	1100	0.34	0.50
	J	1300	1.59	1.31	1383	2.02	2.03	1466	1.35	1.67	1500	4.02	5.12	1581	5.71	5.00
	K	984	1.58	1.30	1074	1.56	1.78	1104	2.23	1.70	1274	4.48	3.52	1168	1.52	1.87
	L	1534	4.65	5.73	1706	4.90	11.33	1493	5.28	4.22	1538	6.26	4.65	1416	7.00	4.63
	M	1000	0.59	0.43	1037	0.22	0.51	1055	0.47	0.41	1208	0.92	2.48	1219	2.06	1.98
	N	1139	1.87	2.07	1142	2.41	1.40	1169	1.22	1.13	1716	7.57	7.50	1591	3.94	4.62
	O	2541	4.70	3.21	2842	7.93	4.13	2686	5.89	3.76	2445	4.87	4.86	2466	6.60	4.52
P	2261	10.07	9.01	1857	8.37	6.18	2205	14.66	5.78	1938	3.55	9.24	1951	3.55	5.04	
Q	1177	1.63	1.72	1195	1.66	2.33	1217	1.58	1.51	1273	2.18	2.07	1283	3.06	2.46	
R	1138	1.97	1.87	1155	0.79	1.43	1201	1.19	1.70	1380	4.61	2.17	1303	5.04	3.36	
100～999人	計	1366	1.60	1.90	1405	2.06	1.78	1463	1.41	2.33	1571	2.40	2.00	1519	2.18	1.89
	C	1357	***	13.91	1175	6.88	14.39	1523	***	24.18	1208	***	14.56	1572	***	17.31
	D	1312	9.99	8.71	1262	5.94	4.87	1512	5.00	6.73	1354	3.41	4.70	1821	7.68	12.06
	E	1040	0.72	1.37	1055	1.01	1.05	1072	1.32	1.01	1285	2.30	3.63	1131	0.67	1.35
	F	1608	8.86	6.50	1345	17.03	10.01	1375	2.01	7.73	1599	7.40	9.86	1544	2.94	7.17
	G	1344	9.48	5.99	1350	4.16	5.03	1389	3.92	4.58	1403	2.91	4.80	1489	5.15	6.84
	H	1108	1.54	2.95	1191	3.03	3.21	1159	4.09	5.59	1295	1.97	4.10	1151	2.61	2.67
	I	995	1.57	1.29	1046	1.94	1.10	1041	0.99	1.09	1147	1.48	3.47	1156	3.82	1.64
	J	1264	3.95	3.59	1477	5.82	4.91	1553	4.37	4.01	2205	21.94	9.68	1471	4.17	5.14
	K	1077	1.82	1.62	1101	0.84	1.61	1229	3.58	3.18	1543	16.63	6.38	1178	2.24	1.55
	L	1382	7.56	6.18	1335	2.07	3.71	1323	8.87	2.41	1646	9.82	8.60	1737	12.18	10.04
	M	969	0.75	0.79	1009	0.86	0.70	1023	0.64	0.86	1347	7.65	5.54	1269	1.94	3.57
	N	1050	0.98	1.23	1096	0.66	1.13	1101	0.63	0.94	1395	3.70	3.03	1379	8.23	11.01
	O	3099	4.14	3.92	3052	5.34	3.49	3253	4.87	3.40	3214	7.93	5.82	2953	4.04	5.28
P	1902	5.25	4.76	1920	4.15	4.68	2241	4.21	6.37	2034	5.63	4.73	1883	4.83	4.38	
Q	1020	4.54	2.80	1027	2.98	3.94	1029	4.01	3.70	1091	6.02	6.26	1165	5.44	5.39	
R	1075	0.92	1.21	1159	3.16	2.54	1113	3.55	2.35	1219	0.85	1.73	1243	1.19	2.64	
10～99人	計	1172	0.66	0.98	1234	2.25	1.26	1256	1.84	1.38	1378	2.60	1.45	1366	1.66	1.63
	C	1191	1.87	4.28	1258	1.52	5.01	1506	9.39	6.16	1148	1.71	3.68	1168	2.58	3.93
	D	1241	3.72	2.73	1301	3.23	3.29	1351	5.54	2.83	1401	4.93	5.02	1392	3.34	5.00
	E	976	1.07	0.88	989	0.66	0.94	1012	0.95	0.97	1212	3.85	3.32	1111	1.01	1.30
	F	1473	5.16	16.74	1349	6.43	6.06	1371	12.71	5.01	1614	5.10	7.51	1371	8.85	5.72
	G	1347	6.15	4.57	1378	1.96	4.16	1451	6.11	8.24	1607	7.42	6.65	1651	8.45	8.01
	H	1162	1.46	2.90	1195	2.07	3.07	1253	3.03	3.05	1405	4.42	4.77	1307	2.46	2.59
	I	1009	0.21	0.97	1020	0.97	0.94	1055	1.12	1.03	1180	6.83	2.44	1104	1.56	1.19
	J	1532	9.17	7.77	2153	26.62	20.75	1921	8.54	7.68	1747	16.40	11.03	1850	8.46	6.92
	K	1121	3.21	1.58	1108	0.65	1.17	1213	4.24	2.29	1223	2.74	1.97	1240	1.27	1.61
	L	1402	4.43	3.33	1456	4.32	3.83	1535	6.00	3.14	1597	4.97	4.37	1534	3.01	3.48
	M	955	0.76	0.56	987	0.77	0.59	1008	1.18	0.67	1156	5.35	2.20	1317	5.86	3.00
	N	1035	1.57	1.32	1108	2.99	1.59	1123	3.75	2.52	1365	5.59	4.78	1187	1.47	1.79
	O	1844	3.12	4.31	1887	2.52	3.52	1756	2.28	3.30	1950	4.03	3.19	1705	2.36	2.97
P	1582	2.73	2.97	1682	6.32	3.78	1735	4.21	4.02	1788	3.09	4.05	1886	5.46	5.07	
Q	1237	9.76	9.57	1133	6.63	5.72	1176	8.26	5.04	1277	11.77	11.18	1134	9.49	6.91	
R	1113	1.87	1.46	1112	0.84	1.43	1092	1.19	0.96	1170	2.95	1.58	1225	1.55	2.87	

※令和元以前の集計では、令和2年以降の新しい推計方法に基づいた複元標準誤差率を用いている。

## 賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書 ―令和元年6月―（抜粋）

## （3）標準誤差率の推計

## ① 現状と課題

現在、賃金構造基本統計調査においては、報告書に掲載する標準誤差率は副標本方式により、標本設計に使用する標準誤差率は分散推定方式により計算を行っている。

※ 副標本方式とは、個人票データを任意の順に配列し5組に分け（副標本）、それぞれの副標本についての平均値と全データについての平均値の平均平方誤差の5分の1を集計値の分散と近似することにより、標準誤差率を計算する方法である。

※ 分散推定方式とは、推計値の分散を本調査の抽出方法である層化二段抽出に対応した理論式から推定することにより標準誤差率を計算する方法である。

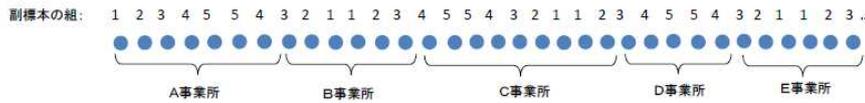
今般、復元方法の見直しを検討する過程で標準誤差率の評価を行った際に、副標本方式と分散推定方式により推計した標準誤差率の水準に乖離があったことから、標準誤差率の推計方法についても検討する。

## ② 見直し方針の検討

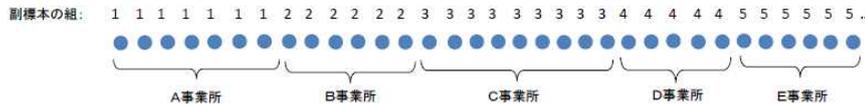
現行の副標本方式の計算方法を精査したところ、データを副標本に分ける際に、労働者個人毎に組分けしていることから、全ての組に同じ事業所の労働者が含まれ、事業所抽出に由来する標本誤差が適切に評価できていない可能性がある。

そこで、雇用される事業所を考慮して副標本の組に分ける方法に変更したところ、分散推定方式による標準誤差率との乖離は一定程度に収まったことから、副標本方式としてはこの方法が適切と考えられる。

【現状:労働者ごとに組分け】



【見直し後:事業所ごとに組分け】



都道府県、所在地順に  
個人票データを配列

各方式の特徴をみると、分散推定方式は理論式に基づいた厳密な計算手法であるが、多数の集計区分について計算を行う場合、それぞれの区分毎に計算条件が変わるため煩雑になる。一方、副標本方式は計算が簡便であり、集計区分が増えても対応が比較的容易である。また、多段抽出を採用している他の政府統計でも採用されている計算手法である。

これらのことから、今後の標準誤差率の推計に当たっては、将来的には厳密な手法である分散推定方式が望ましいが、プログラム修正に係る事務処理コストが大きいこと等から、当面は簡便な手法である副標本方式（ただし、事業所を考慮して組分けするもの）を採用することが適当である。

◆ 検討結果

- ・ 標準誤差率の推計について、分散推定方式への移行を早期に目指すが、当面は事業所毎に組分けした副標本方式を採用することが適当である。

③ 留意事項

標準誤差率の推計方式の見直しにより、見かけ上の精度が悪化する可能性があるため、これが郵送調査を基本とする調査方法への変更等によるものと受け取られないよう、利用者に対して見直しの理由や内容について十分な説明を行う必要がある。

## 賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループについて

令和4年11月18日  
厚生労働統計の整備に関する検討会座長決定

賃金構造基本統計調査の改善に関する検討を効率的に行うため、厚生労働統計の整備に関する検討会（以下「検討会」という。）の下に賃金構造基本統計調査の改善に関するワーキンググループを置く。

1. 本ワーキンググループの構成員は以下のとおりとする。

風神 佐知子（慶應義塾大学商学部教授）  
加藤 久和（明治大学政治経済学部教授）  
土屋 隆裕（横浜市立大学データサイエンス学部教授）  
樋田 勉（獨協大学経済学部国際環境経済学科教授）  
原 ひろみ（明治大学政治経済学部准教授）

なお、主査は、必要があると認めるときは、検討会の構成員等に意見を聴くことができる。

2. 本ワーキンググループは令和6年3月までに検討を行い、検討結果を検討会に報告する。
3. 本ワーキンググループは、原則として公開する。ただし、主査は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
4. 本ワーキンググループの資料は、原則として公表する。ただし、主査は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
5. 本ワーキンググループは、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
6. 本ワーキンググループの庶務は、政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）付参事官（企画調整担当）付統計企画調整室において行う。